

第 138 期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保する体制

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個別注記表

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

株式会社高知銀行

事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者的人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第1回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成20年8月26日</p> <p>③新株予約権の数 25個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成20年8月27日から平成50年8月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第2回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成21年8月27日</p> <p>③新株予約権の数 25個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成21年8月28日から平成51年8月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第3回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成22年8月31日</p> <p>③新株予約権の数 30個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成22年9月1日から平成52年8月31日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第4回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成23年8月25日</p> <p>③新株予約権の数 39個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,900株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成23年8月26日から平成53年8月25日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第5回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成24年9月12日</p> <p>③新株予約権の数 51個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 5,100株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成24年9月13日から平成54年9月12日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第6回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成25年12月26日</p> <p>③新株予約権の数 40個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成25年12月27日から平成55年12月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第7回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成26年8月27日</p> <p>③新株予約権の数 47個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,700株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月28日から平成56年8月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	3名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成27年8月26日</p> <p>③新株予約権の数 46個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,600株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月27日から平成57年8月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。</p>	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	①新株予約権の名称 株式会社高知銀行 第9回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月24日 ③新株予約権の数 81個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 8,100株 (新株予約権1個につき100株) ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月25日から平成58年8月24日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 平成29年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

記載すべき事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告の「業務の適正を確保する体制」

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決議しております。

記

1. 取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- ③ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- ④ 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。
- ⑤ コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- ⑥ 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- ⑦ 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- ⑨ 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- ⑩ 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- ② 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議

基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。

- ③ 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーション・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
- ② リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- ③ 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
- ④ リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- ⑤ 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- ⑥ 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- ⑦ 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- ② 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるよう、各会議体の権限を明確にする。
- ③ コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議した上で、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財

務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継続計画（B C P）を定め、経営統括部が統括的に管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

(4) 子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
- ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。

7. 前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- ③ 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。

8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

(1) 当行の取締役および職員等が監査役に報告をするための体制

- ① 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
- ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。

③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。

(2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。

② 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。

③ 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。

④ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

⑤ 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。

⑥ 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連係を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

① 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店

長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。

- ② 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、下記のとおりです。

記

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス委員会を6回開催し、コンプライアンス態勢について主管部署から報告を受け、審議・検証しました。コンプライアンス・プログラムの実効性をより高めるために、評価項目等を見直して取組んでおり、進捗状況等については3カ月毎にコンプライアンス委員会で報告を受け、検証しております。半期毎に開催する部店長会議において、頭取および担当取締役からコンプライアンスに対する訓示を行うとともに、当行グループの職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス・マインドの向上に取組んでおります。

また、監査部は各部店の監査において、コンプライアンスに対する取り組みの適切性について監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性についても監査を実施しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は原則として毎月1回開催（平成29年度は17回開催）しており、付議基準に基づいた議案について、業務執行の状況等の監督や決議を行っております。

また、議事録は事務局で速やかに作成し、所管部で保管しております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理に係る事項について報告を受けるとともに、審議・検証しております。また、リスクカテゴリーごとにリスク管理プログラムを期初に策定し、機能状況については四半期ごとにリスク管理委員会で検証し、取締役会へ報告しております。さらに、定期的な訓練実施を踏まえた業務継続計画（B C P）やコンティンジェンシープランの見直し、防災・B C Pに関する行内研修を実施しているほか、インターネット環境と行内ネットワーク環境の分離など、サイバーセキュリティ体制強化等にも取組んでおります。

4. 当行グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

子会社の経営管理については、経営統括部が統括しており、各子会社の業績については毎月報告を受けるとともに、業務執行についても必要に応じて報告・協議を受けております。また、子会社のコンプライアンス・プログラムの策定には当行コンプライアンス統括部が関与するほか、プログラムの進捗状況についても3カ月毎に報告を受け、コンプライアンス委員会で審議しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は社外監査役 3 名を含む監査役 4 名で構成され、原則として毎月 1 回開催しております。監査役会スタッフとして、専任者 1 名を配置しており、当該職員は監査役以外から指揮命令は受けない体制としております。監査役は、リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、職務の執行に必要な費用については、担当部署で検証の上、処理しております。

6. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

反社会的勢力に関する情報について、新聞等の公知情報のほか、外部団体と連携して情報を入手しており、情報システムを活用して連結子会社間で共有の上、各種取引を行う際にチェックしております。また、新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。

計算書類の「株主資本等変動計算書類」

第138期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

資本金	株主資本							
	資本			剰余金	利益			剰余金
	資本準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	19,544	11,751	4,955	16,706	748	237	20,519	21,505
当期変動額								
剩余金の配当					88		△ 531	△ 443
当期純利益							1,648	1,648
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 4	△ 4				
土地再評価差額金の取崩							△ 3	△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△ 4	△ 4	88	—	1,112	1,201
当期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	836	237	21,632	22,707

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 143	57,613	6,189	3,670	9,859	49	67,522
当期変動額							
剩余金の配当		△ 443					△ 443
当期純利益		1,648					1,648
自己株式の取得	△ 60	△ 60					△ 60
自己株式の処分	15	11					11
土地再評価差額金の取崩		△ 3					△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			482	3	486	△ 11	475
当期変動額合計	△ 44	1,152	482	3	486	△ 11	1,627
当期末残高	△ 187	58,765	6,671	3,674	10,345	38	69,149

計算書類の「個別注記表」

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39 年	～	50 年
その他	5 年	～	10 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,377百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入）

当行は、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会決議に基づき、当事業年度より、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、55,800千円及び45千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は302百万円、延滞債権額は27,407百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,423百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,133百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,871百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 86,395百万円

担保資産に対応する債務

預金 405百万円

借用金 72,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券5,084百万円及び預け金18百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金4,888百万円及び保証金等1,208百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は182,930百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが181,409百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,264百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 12,030百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 850百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は11,090百万円であります。

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 50百万円

13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 254百万円

14. 関係会社に対する金銭債権総額 3,005百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 1,223百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	26	百万円
役務取引等に係る収益総額	10	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3	百万円
関係会社との取引による費用		
資金調達取引に係る費用総額	0	百万円
その他の取引に係る費用総額	417	百万円

2. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	土地	95
		建物	110
	社宅	建物	5

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員	岩崎文明	—	—	当行監査役	0.03	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△4 1	貸出金	50
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 プライト (注 2)	高知県 高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 (注 3)	△2 0 1	貸出金 (注 4)	11
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアールエフ (注 2)	高知県 高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 (注 3)	△3 0 4	貸出金	8

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 貸出金の取引条件は、一般的な取引先と同様に決定しております。

(注 2) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の 100% を直接保有しております。

(注 3) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸借契約を締結しております。

(注 4) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	892	469	1,234	127	(注)1, 2, 3
合 計	892	469	1,234	127	

(注) 1. 平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株とする株式併合を実施いたしました。

2. 自己株式における普通株式の当事業年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式 45 千株が含まれております。
3. 増加数の内訳は、以下のとおりであります。

株式併合前の単元未満株式の買取りによる増加	17 千株
株式交付信託の保有による増加	450 千株
株式併合に伴う端株の買取りによる増加	0 千株
株式併合後の単元未満株式の買取りによる増加	1 千株
減少数の内訳は、以下のとおりであります。	
ストック・オプションの行使による減少	97 千株
株式併合前の単元未満株式の売渡しによる減少	1 千株
株式併合による減少	1,135 千株
株式併合後の単元未満株式の売渡しによる減少	0 千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（平成 30 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 30 年 3 月 31 日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、子会社等組合出資金はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、子会社等組合出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	318
関連法人等株式	—
子会社等組合出資金	572
合計	890

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	13,931	8,321	5,609
	債券	192,836	188,542	4,294
	国債	79,120	76,575	2,544
	地方債	9,889	9,540	348
	社債	103,827	102,426	1,400
	その他	47,862	46,151	1,711
	外国債券	30,266	29,703	562
小計		254,631	243,015	11,615
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	3,216	3,605	△388
	債券	18,278	18,413	△135
	国債	957	994	△36
	地方債	498	498	△0
	社債	16,821	16,919	△98
	その他	36,413	37,987	△1,573
	外国債券	14,165	14,495	△329
小計		57,908	60,006	△2,098
合計		312,539	303,021	9,517

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	944
組合出資金	94
合計	1,038

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,788	164	—
債券	53,683	231	△60
国債	19,249	20	△7
地方債	2,393	0	△6
社債	32,039	210	△46
その他	10	2	—
外国債券	—	—	—
合計	55,482	397	△60

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、社債203百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合
- ② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,069	△34

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,747	百万円
退職給付引当金	1,004	
その他有価証券評価差額金	638	
固定資産の減損損失	375	
有価証券評価損	257	
繰延資産	115	
賞与引当金	114	
減価償却	24	
その他	395	
繰延税金資産小計	6,672	
評価性引当額	△3,879	
繰延税金資産合計	2,792	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,486	
固定資産圧縮積立金	104	
繰延税金負債合計	3,590	
繰延税金負債の純額	797	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	5,337	円 65 錢
1株当たりの当期純利益金額	144	円 49 錢

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額は、当事業年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度における株式数は45千株であります。

また、1株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において27千株であります。

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

第138期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,706	23,217	△ 143	59,324
当期変動額					
剩余金の配当			△ 443		△ 443
親会社株主に帰属する当期純利益			1,747		1,747
自己株式の取得				△ 60	△ 60
自己株式の処分		△ 4		15	11
土地再評価差額金の取崩			△ 3		△ 3
連結子会社の増資による持分の増減		△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 4	1,300	△ 44	1,251
当期末残高	19,544	16,702	24,518	△ 187	60,576

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額	合計
当期首残高	6,224	3,670	△ 43	9,851	
当期変動額					
剩余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
連結子会社の増資による持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	493	3	48	545	
当期変動額合計	493	3	48	545	
当期末残高	6,717	3,674	4	10,396	

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	49	2,741	71,967
当期変動額			
剩余金の配当			△ 443
親会社株主に帰属する当期純利益			1,747
自己株式の取得			△ 60
自己株式の処分			11
土地再評価差額金の取崩			△ 3
連結子会社の増資による持分の増減			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 11	113	647
当期変動額合計	△ 11	113	1,899
当期末残高	38	2,855	73,867

連結計算書類の「連結注記表」

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

株式会社 高銀ビジネス

オーシャンリース 株式会社

株式会社 高知カード

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

なお、こうぎん地域協働投資事業有限責任組合は、従来持分法非適用非連結子会社でしたが、重要性が増したため、当連結会計年度から連結しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 負ののれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39 年 ~ 50 年
その他の	5 年 ~ 10 年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 2,377 百万円あります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一
定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当連結会計年度の費用に計上しております。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当行は、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会決議に基づき、当連結会計年度より、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は55,800千円及び45千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は303百万円、延滞債権額は27,423百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,423百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,150百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,871 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	86,395 百万円
リース債権及びリース投資資産	565 百万円
現金預け金	40 百万円

担保資産に対応する債務

預金	405 百万円
借用金	73,035 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 5,084 百万円、現金預け金 18 百万円及びその他資産 6 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金 4,888 百万円及び保証金等が 1,225 百万円含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 181,830 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 180,309 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,264百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 14,655百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 850百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は11,090百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、金銭の信託運用益 166 百万円及び株式等売却益 164 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 146 百万円及び株式等償却 2 百万円を含んでおります。
3. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	土地	95
		建物	110
	社宅	建物	5

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	—	92,203	10,244	(注) 1, 2
第1種優先株式	75,000	—	67,500	7,500	(注) 1, 3
合 計	177,448	—	159,703	17,744	
自己株式					
普通株式	892	469	1,234	127	(注) 1, 4, 5
合 計	892	469	1,234	127	

- (注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。
2. 普通株式の発行済株式数に係る減少92,203千株は、株式併合による減少であります。
3. 第1種優先株式の発行済株式数に係る減少67,500千株は、株式併合による減少であります。
4. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含まれております。
5. 増加数の内訳は、以下のとおりであります。

株式併合前の単元未満株式の買取りによる増加	17千株
株式交付信託の保有による増加	450千株
株式併合に伴う端株の買取りによる増加	0千株
株式併合後の単元未満株式の買取りによる増加	1千株
減少数の内訳は、以下のとおりであります。	
ストック・オプションの行使による減少	97千株
株式併合前の単元未満株式の売渡しによる減少	1千株
株式併合による減少	1,135千株
株式併合後の単元未満株式の売渡しによる減少	0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				38	
	合計		—				38	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	152 百万円	1.50 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 28 日
	第 1 種優先株式	115 百万円	1.5408 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 28 日
平成 29 年 11 月 10 日 取締役会	普通株式	101 百万円	1.00 円	平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 12 月 8 日
	第 1 種優先株式	73 百万円	0.9824 円	平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 12 月 8 日
合計		443 百万円			

(注) 1. 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（平成 29 年 9 月 30 日基準日：450 千株）に対する配当金 450 千円が含まれております。

2. 1 株当たり配当額については、基準日が平成 29 年 10 月 1 日付の株式併合より前であるため、株式併合を加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 30 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	152 百万円	利益剰余金	15.00 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 27 日
	第 1 種優先株式	110 百万円	利益剰余金	14.736 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 27 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っています。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めています。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（与信管理部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しています。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っています。

(i) 金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値・99%タイル値による金利ショックを与え計量化しています。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しています。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iii) 價格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しています。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度としてVaRを利用することにより管理しています。VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間は、債券60営業日、純投資株式60営業日、政策投資株式240営業日、投資信託60営業日、預貸金120営業日とし、信頼区間片側99.0%によりリスク量を集計しています。これらの前提条件をもとに計測した、平成30年3月31日時点における、当行単体のVaRの値は6,476百万円です。VaR計測モデルについては、定期的にバック・テスティングを実施することにより、その有効性を分析しています。なお、分散共分散法によるVaRは、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	77,263	77,263	—
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	313,292	313,292	—
(4) 貸出金	692,357		
貸倒引当金（＊）	△ 11,125		
	681,232	682,855	1,622
資産計	1,072,857	1,074,480	1,622
(1) 預金	919,629	919,763	133
(2) 譲渡性預金	30,000	30,000	—
(3) 借用金	77,982	77,818	△ 164
負債計	1,027,612	1,027,581	△ 31

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1) (*2)	1,106
②組合出資金(*3)	94
合 計	1,200

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	63,840	—	—	—	—	—
有価証券	46,140	78,324	42,588	14,704	31,834	59,130
その他有価証券のうち 満期があるもの	46,140	78,324	42,588	14,704	31,834	59,130
貸出金(*)	184,279	136,633	90,498	59,060	63,369	106,965
合 計	294,260	214,958	133,087	73,765	95,204	166,096

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない27,726百万円、期間の定めのないもの23,822百万円は含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	831,014	84,784	3,732	49	21	25
譲渡性預金	30,000	—	—	—	—	—
借用金	14,664	45,414	17,767	113	22	—
合 計	875,679	130,199	21,500	163	43	25

（＊）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 5,521 円 73 銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 154 円 30 銭

- (注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たりの純資産額及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額は、当連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度における株式数は45千株であります。

また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において27千株であります。